

本日の会議に付した事件

平成29年第1回山元町議会定例会（第1日目）

平成29年2月28日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 議案第 4号 山元町防災拠点・地域交流センター条例
日程第 6 議案第 5号 山元町駅前広場条例
日程第 7 議案第 6号 山元町町営住宅基金条例
日程第 8 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 9 議案第14号 平成28年度 山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の変更について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第1回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。会期日程（案）。

月日、曜日、会議別、内容の順で申し上げます。

2月28日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

3月1日、水曜日、休会。

3月2日、木曜日、常任委員会。

3月3日、金曜日、4日、土曜日、5日、日曜日、休会。

3月6日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

3月7日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

3月8日、水曜日、休会。

3月9日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。予算審査特別委員会、委員会構成。

3月10日、3月11日、3月12日、もとい、3月10日、金曜日、3月11日、土曜日、3月12日、日曜日、休会。

3月13日、月曜日、予算審査特別委員会。裏面をお願いいたします。

3月14日、火曜日、3月15日、水曜日、3月16日、木曜日、予算審査特別委員会。

3月17日、金曜日、3月18日、土曜日、3月19日、日曜日、3月20日、月曜日、休会。

3月21日、火曜日、予算審査特別委員会。

3月22日、水曜日、予算審査特別委員会。

3月23日、木曜日、常任委員会。

3月24日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から3月24日までの25日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡辺庄寿君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

2月14日、宮城県町村議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

2月16日、高速自動車道整備促進に関する浜通り地方議会連絡協議会による要望活動のため、関係市町と国土交通省等を訪れました。

2月21日、蔵王町議会主催の「町民と議員の研修会」が開催され、議員7名が出席しました。

総務民生常任委員会、2月13、23日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、2月13、20日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、2月15日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、2月27日、委員会が開かれました。

全員協議会、2月17日、24日、協議会が開かれました。

請願（陳情）の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等24件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員10名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

裏面をお願いいたします。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果報

告が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. 平成29年度予算編成方針並びに提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等24件を、山元町議会先例67番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成29年第1回山元町議会定例会が開会され、平成29年度山元町一般会計当初予算案を初めとする各種提出議案をご審議いただくに当たり、町政運営の考え方と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく6年が経過いたします。時の流れはいや応なしに進み、過去へと移ろいいくものでありますが、「3月11日」は決して忘れることのできない永遠の記憶として私たちの心に刻まれております。

この間、我が町の一日も早い復興に向けて、数々のご配慮を賜っております国・県等関係機関並びに全国各地の多くの皆様から賜りました数え切れない心温まるご支援と、議員各位のお力添えに対し、衷心から深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、昨年を振り返りますと、「新生やまもと」の実現に向け、これまで懸命に取り組んできた各種復興まちづくり事業が一つ一つ着実に成果を上げ、芽吹いた数々の希望の苗木が確かな枝振りに成長し、少しずつつぼみが花開いていくような、まさに震災復興計画における発展期のスタートにふさわしい1年でありました。

昨夏には、つばめの杜地区内にこどもセンターや保育所、山下第二小学校が相次いでオープンしたことによって、内外に誉れる子育て拠点が完成し、これらの施設と一体的に整備したつばめの杜中央公園にも、町内外から多くの親子連れが訪れるようになりました。

また、昨年10月には、集団移転先であるつばめの杜地区及び新坂元駅周辺地区の両市街地を会場に、「新市街地まちびらき」を開催したほか、時期を合わせて駅前の商業施設もオープンするなど、町の着実な復興の姿を全国に広く発信することができたものと考えております。

復興7年目となる本年も、復興の完遂に向けて、発展期にふさわしい節目の行事が数多く予定されております。

町政史上かつてない予算規模と執行体制のもと、心を1つに取り組んできた新市街地整備事業も、来月には宮城病院周辺地区市街地と坂元道合地区の中層集合住宅が完成し、1つの区切りを迎えようとしております。

また、つばめの杜地区及び町地区に建設中の山下・坂元両地域交流センターについても、ことしの秋口にかけて供用を開始する予定としているほか、被災した沿岸部の農業再生に

向けて取り組んできた農地整備事業も、3月末までには工事発注が全て完了する見込みとなっております。

これまで一步一步着実に歩みを進めてきた復興まちづくりであります。創造的な復興・創生に向けた取り組みはまだその途上にあります。平成29年度においても、被災者の皆様の生活再建はもとより、我が町の一日も早い復興事業の完遂とさらなる発展に向け、全力を挙げて町政運営に取り組んでまいり所存でありますので、これまで同様、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、東日本大震災により犠牲となられた方々の追悼と、震災の教訓を後世に伝えることを目的とした慰霊碑建立事業についてですが、3月11日に「山元町追悼式」に先立ち、建立地である旧山下駅前広場において、関係者のご参列を賜り、除幕式をとり行う予定となっております。

千年に一度とも言われる東日本大震災の記憶を風化させることなく将来世代に語り継ぐためにも、本施設を犠牲になられた方々への追悼・鎮魂と復興への誓いの場としてまいりたいと考えております。

次に、町民の安全・安心と防災に強いまちづくりを目指し整備を進めている、山下・坂元両地域の地域交流センターについてですが、山下地域交流センターは2階の躯体工事が完了し、今後3階の躯体工事に着手するところであり、坂元地域交流センターについては、躯体工事が完了し、建具工事に取りかかっているところでもあります。

また、両施設の愛称については、町内両中学校の生徒を対象に募集したところ、多数の応募があり、厳正な審査を経て、山下地域交流センターは「つばめの杜ひだまりホール」、坂元地域交流センターは「ふるさとおもだか館」にそれぞれ決定いたしました。

いずれの愛称も郷土愛あふれるすばらしいネーミングであり、両施設とも地域の方々にとって身近で親しみのある利用しやすい施設になることを大いに期待しております。

次に、道合地区に建築中の中層集合住宅についてですが、外部仕上げ工事がほぼ完了し、現在は各室の内装工事や駐輪場の舗装工事等を行っております。

来月5日には、入居を予定されている方々を対象に内覧会も予定されており、来月の完成・引き渡しに向け、引き続き急ピッチで工事を進めてまいります。

次に、宮城病院周辺地区についてですが、造成工事が完了し、市街地内に整備した合戦原古墳公園及び桜塚公園も供用を開始し、地域の方々の憩いの場としてご活用いただけるようになりました。

また、復興公営住宅の建築工事も順調に進捗し、完成した住宅は段階的に引き渡しを行っており、本日までに25棟39戸の引き渡しが完了したところでもあります。

残る39、もとい、残る33戸につきましても工程どおり工事が進んでおり、来月末までに工事が完了した住宅から順次引き渡してまいります。

次に、津波被災住宅再建支援制度についてですが、今年度までの制度利用実績と今後の基金残高の見通しを踏まえ、被災者の生活再建をさらに後押しできるよう、制度の見直しを進めてまいります。

現在、財源である震災復興基金交付金を可能な限り活用すべく、既存の支援策の拡充等について検討しているところであり、次の議会提案に向け準備を進めてまいりたいと考え

ております。

次に、5年9カ月ぶりに運転を再開したJR常磐線についてですが、去る12月10日の一番列車出発の際には、早朝にもかかわらず運転再開を待ち望んでいた町民の方など多くの方々が山下駅のホームに集まり、記念すべき歴史的な運転再開の感動の瞬間を共有することができました。

JR常磐線の再開は、仙台圏への通勤・通学の利便性の確保のみならず、新駅を核として町の発展をリードする市街地形成にも大いに貢献してくれるものと期待しているところであり、また、震災を契機に育まれた「きずな」を全国の皆様との交流の架け橋として、より一層強く結びつけてくるものと確信をしております。

次に、我が町はもとより、隣接自治体を含む地域の総合的な交通体系の進展、並びに地域経済の活性化が大いに期待されている山元南スマートインターチェンジについてですが、土木工事の進捗率は約95パーセントに達し、来月には予定どおり竣工を迎えられることから、現在、関係機関と開通式の日程調整を行っているところであります。

また、山元インターチェンジから岩沼インターチェンジまでの常磐自動車道の4車線化に向けた進捗状況ですが、現在、現地の測量、土質調査に着手しており、平成32年度末の供用開始に向け、着々と事業が進んでいると伺っております。

次に、県が進めている旧常磐線用地を活用した県道相馬互理線改良工事の進捗についてですが、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部に加え、昨年4月から新たに新浜地区約800メートル区間の盛土工事が進められております。

また、福島県境から町道上平磯線にかけての約1,200メートル区間について、工事公告中であり、その他の区間についても用地買収が完了した箇所から順次工事が進められると伺っております。

次に、牛橋・花釜・笠野の3カ所で整備を進めてきた避難丘を備えた防災公園についてですが、工事が完了し、12月27日から供用を開始いたしました。

各地区に整備された避難丘は周囲からも見渡せる標高9メートルの高さがあり、小さなお子様やベビーカーなどでも上りやすいようスロープも併設されており、花釜区と笠野区の防災公園には多目的に使える広場や駐車場、トイレもございますので、散策や休憩、軽スポーツなど大いに活用いただければと思います。

次に、主に交通弱者といわれる方々の通院や通学など、日常生活に必要な足を確保することを目的とした町独自の「町民バス運行事業」についてですが、少子高齢化の進展や多様な住民ニーズへ対応するため、この4月から運行路線等の見直しを行うとともに、新たにデマンド型乗合タクシーの運行を開始いたします。

デマンド型タクシーは、従来の路線バスとは異なり、事前にご予約いただくことで指定された時間に、自宅または町が指定する指定乗降場所まで直接乗合タクシーがお迎えに上がりますので、高齢者の方々にとりましても日常生活の新たな移動手段としてご活用いただけるものと考えております。

町といたしましても初めての取り組みであり、先行自治体を参考に本町の現状に見合う形でスタートしたいと考えておりますが、運行開始後においても、適宜皆様からご意見をいただきながらよりよい形に見直すなど、改善・定着を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「りんごラジオ」についてですが、東日本大震災発災から10日後、まさに混

乱期の真ただ中であつた平成23年3月21日、旧庁舎1階ロビーの一角で仮設の臨時災害FM放送局として放送を開始して以来、これまで町の復旧・復興関連情報はもとより、被災者の生活再建や議会に関する情報など、幅広くタイムリーな形で、しかもきめ細やかに対応いただくなど、広報の側面から町の復興に大いに貢献していただいております。

こうした取り組みが評価され、「東日本大震災復興支援坂田記念ジャーナリズム賞」を初め、「ATP賞テレビグランプリ特別賞」や「放送文化基金賞特別賞」など、数多くの権威ある賞が授与されたほか、中学校国語の教科書にも取り上げられるなど、多方面から熱い視線が注がれてきたところであります。

町としても、「りんごラジオ」が高い評価を受けておりますことを大変誇りに思うとともに、高橋厚局長を初め、「りんごラジオ」スタッフの皆様のこれまでのご労苦に対し、改めて深甚なる敬意と感謝を表する次第であります。

「りんごラジオ」は、当初の免許付与期間である平成23年3月21日から平成25年3月20日までの2年間を終えて以降、毎年、免許更新を繰り返しながら現在まで放送を継続してまいりました。

他方、町においては震災から5年が経過する中で、昨年はこどもセンターを初めとする子育て拠点施設の開所、山下第二小学校の開校、復興まちびらき式典の開催、そして、町民が待ちわびていたJR常磐線の運転再開を果たすなど、各種のメディアを通じ、内外に町の復興の様子が発信されてきたのも事実であります。

この3月には宮城病院地区新市街地の整備も完了し、仮設住宅についてもことしの夏までには閉鎖される予定であり、復興まちづくりも発展期の2年目を迎えることとなります。

こうしたことから、災害発生時の一時的かつ臨時の放送局として免許を許可されている臨時災害FM放送局の「りんごラジオ」は、その使命を十分果たしていただいたものと受けとめており、町内外のリスナーの皆様にも惜しまれつつというところではありますが、今年度をもって閉局とさせていただきたく、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、これまでの我が町の復興・創生に向けた主な取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、我が町の復興・創生に向けて「チーム山元」一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、当初予算編成に当たっての基本方針についてご説明申し上げます。

平成29年度は、我が町の震災復興計画における発展期の2年目となっており、新たなコミュニティの確立、行政サービスの向上など、将来の発展に向かって戦略的な取り組みを推進していくとともに、名実ともに後世に誇れる「新生やまもと」を実現するため、引き続き5つの重点プロジェクトを展開してまいります。

我が町の財政状況は、歳入面では、税収見込みについて、新市街地等での家屋建築や太陽光発電設備などの設置が進んだことから堅調に回復しているものの、人口減少の影響もあり、全体として震災前の水準には達しない状況にあります。

また、歳出面では、集中復興期間終了に伴う地方負担の発生や、人口減少問題対策、公共公益施設の維持管理等に一定の財政出動が見込まれるなど、引き続き厳しい財政運営が継続することが想定されております。

このような状況を踏まえ、平成29年度の予算編成に当たっては、震災復興計画に掲げる後期行動計画や私の選挙公約の実現を最優先としつつも、毎年ローリングを行っている中期財政見通しを参考にしながら、人口減少を見据えた公共施設のあり方や事務事業の見直しなどを徹底的に行い、限りある財源の中ではありますが、道路や河川、排水路の維持補修など、町民に身近な環境整備を重点的に進めるとともに、町の重要施策である子育て支援・定住促進対策の更なる充実・強化に努めたところであります。

それでは、議案第21号平成29年度山元町一般会計予算（案）について申し上げます。

初めに、再入予算の概要についてであります。町税については、約10億9,000万円となり、前年度対比で約4.4パーセントの増と見積もっておりますが、震災以前の平成29年度の当初予算との比較では約1億9,000万円の大幅な減となり、依然として震災前の歳入には戻っていない状況であります。町民1人当たりの税収入においては約13パーセントの増加傾向となっております。

また、普通交付税については、平成27年度に行われた国勢調査により算定基礎となる人口の測定単位が変更となったことから、国の激変緩和措置を適用してもなお減少しており、前年度対比約4パーセント減の約22億9,000万円と見積もっております。

一方で、国・県支出金については約14億4,000万円で、前年度対比約60.6パーセントの減と見積もっており、この主な要因としては、復興事業の進捗により道路改良等を目的とした社会資本整備総合交付金で約8億3,000万円の減となったほか、被災した沿岸部の農業再生に向け園芸作物出荷調製貯蔵施設の建設などの財源として活用した被災地域農業復興総合支援事業交付金約8億7,000万円が皆減となったことなどによるものであります。

このほか、基金繰入金並びに震災復興特別交付税においても、新市街地整備事業を初めとした各種復興事業の完了により大幅な減額となっております。

次に、歳出予算における主な復興・創生関連施策の概要についてであります。新年度の歳出予算については、震災復興計画に掲げる5つの重点プロジェクトの順により、私の選挙公約で掲げた事業を中心に主要な事業について申し上げます。

第1に、住まいる（スマイル）プロジェクトについてであります。

町民の安全・安心と防災に強いまちづくりを目指し、山下・坂元の両新市街地で整備を進めている地域交流センターの建設に、引き続き全力で取り組んでまいります。

同施設は、子供から高齢者まで誰もが使いやすいユニバーサルデザインとしており、平常時は地域交流を目的とし、趣味やくつろぎの空間を有する交流拠点、また、災害時には避難所や消防団詰所、非常用発電設備を兼ね備えた防災拠点として、さらには、地域の防災力向上に向けて防災に関する情報発信や研修を行う施設としてご活用いただける施設となっております。

なお、施設の開館予定時期は、坂元地域交流センターについては8月、山下地域交流センターについては10月となっており、それぞれの施設の開館時には落成記念式典を開催する予定であります。

次に、道路整備事業については、復興交付金を活用し、町域の東西方向の避難路として町道上平磯線や山下花釜線などの幹線道路を整備するとともに、復旧・復興事業を進める中で大型車両による土砂運搬で損壊した町道の舗装について町内全域で補修工事を実施し、災害に強い道路ネットワークの強化並びに利便性の向上を図ってまいります。

また、町民バス運行事業については、通院や通学などの日常生活に必要な足を確保するため引き続き継続するとともに、少子高齢化の進展や多様な住民ニーズへ対応するため、平成29年度から新たにデマンド型乗合タクシーの運行を開始し、町民バスとの併用運行に取り組んでまいります。

第2に、山元ブランド再生プロジェクトについてであります。

農業経営の再開については、圃場整備を行う農山漁村地域復興基盤総合整備事業に引き続き取り組むとともに、事業が完了した広大な農地で経営を行う農業生産法人を支援するための東日本大震災農業生産対策事業に、引き続き取り組んでまいります。

次に、我が町の産業ブランド復興・再生につきましては、大豆やそばなどの振興作物の作付定着に向けた振興作物作付定着化事業や、イチジクやシャインマスカットなど新たな山元町ブランドの確立を図るべく、振興作物産地化奨励事業に取り組んでまいります。

また、農漁業者の所得向上や産業ブランドの再生・復興、交流人口拡大、地域経済の好循環を目的とし整備する交流拠点施設整備事業については、平成30年度の開業を目指し、設計業務に着手いたします。

第3に、人口減少・少子高齢化対策プロジェクトについてであります。

子ども医療費助成事業につきましては、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、一昨年から中学校卒業時までの通院・入院分に係る医療費の無償化を実施しておりましたが、町の人口流出及び少子化対策のさらなる充実・強化を図るため、ことし10月から対象を高校卒業時まで拡大いたします。

また、「子育てするなら山元町」の実現に向け、重点的に取り組んでおります「出会い・子育て支援事業」につきましてもさらに事業を拡充してまいります。

新年度につきましては、少子化対策の一環として、多子世帯の教育費に係る負担を軽減するため、第3子以降の児童が小学校に入学する際に3万円を支給する小学校入学祝い金支給事業、並びに山元町民として誕生したお子様に対するお祝いとして、紙おむつ等の育児用品の購入費用の一部に充てるためのチケットを交付する出産お祝い育児支援事業を新設し、子育て世代支援策の充実・強化に努めたところであります。

次に、町民はもとより広く近隣住民の健康を支える拠点病院である独立行政法人国立病院機構宮城病院との連携支援事業についてですが、相互協力協定に基づき、宮城病院並びに亘理町と連携を図りながら、地域医療の充実を図る医師確保対策や病院周辺環境整備事業、脳ドック検診事業等に継続して取り組むとともに、宮城病院に小児科医が配属されたことを踏まえ、新たに育児健診の医師診察を宮城病院に委託するなど、これまで以上に町としての連携を強化いたします。

また、こどもセンターに隣接するつばめの杜中央公園並びに町東公園には、誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなどができる健康遊具を設置し、ウォーキングと組み合わせる住民がみずから健康増進に取り組むことができるとともに、住民同士の交流を深めることができる環境を整備してまいります。

さらに、町の喫緊の課題である人口流出と定住対策の解決を図るため取り組みを強化してきた定住促進事業については、20代、30代の子育て新婚世帯の利用実績も着実にふえていることから引き続き継続するとともに、新たに山元町へ移住を検討している方を対象に、豊かな自然に恵まれた山元町の風土及び日常生活を体験できる機会を提供するお試し移住・交流推進事業に取り組むことで、県内でも最高水準にある定住促進事業との相乗

効果により、本町への安定した移住・定住を促進してまいります。

次に、第4に、笑顔が集うにぎわい創出プロジェクトについてであります。

震災復興イベント事業では、こどもセンターの開所1周年を記念した第1回こどもセンターフェスティバルを夏に開催するほか、町民が健康的な生活習慣を身につけ、健康意識を高めることを目標とした「元気やまもと みんなの健康まつり」を新たに行うこととしており、震災以前にも増して笑顔が集うにぎわいを創出いたします。

また、農地利活用景観形成事業では、被災した沿岸部において菜の花等を作付けすることにより、区画整理した圃場の地力増進を図るとともに、開花の時期には観光客を呼び込むことで交流人口の拡大に努めてまいります。

第5に、防災力向上プロジェクトについてであります。

自主防災体制のさらなる強化を目指し、自主防災組織が行っている各種訓練などの現場にアドバイザーを派遣し、専門的な知見から支援を行う自主防災組織活動支援事業に新たに取り組んでまいります。

また、防災公園整備事業においては、津波襲来時のための一時避難所として供用を開始している町内3カ所の防災公園について、有事の際に円滑な避難誘導ができるよう、各公園及び周辺部に新たに避難誘導サインを整備いたします。

続いて、その他の主な取り組みについて申し上げます。

初めに、被災者支援関係についてですが、津波防災区域等から移転する世帯に対する移転費補助、利子補助等の津波被災住宅再建支援につきましては、被災者の生活再建の後押しとなるよう、既存の支援策の拡充等の検討も含め、今後も継続いたします。

また、昨年度に引き続き、防災集団移転促進事業では対象とされていない雑種地やいぐねなどの土地についてもあわせて買い取る被災宅地買い取り事業について実施し、被災者支援の拡充と被災跡地の整序化を図ってまいります。

さらに、新市街地整備事業が完了となるこの機を捉え、これまでの復興への取り組みをまとめた「復興の歩み」を作成し、町内全世帯に配布することで、震災からきょうまでの復興の軌跡を記録して残し、後世に伝えてまいります。

農業関係については、イノシシ等の有害鳥獣による被害軽減を図るため、取り組みを強化している有害鳥獣対策事業について、被害防止対策事業や駆除対策を引き続き実施するとともに、新たな狩猟者を発掘するため、狩猟免許取得に要する費用の一部助成を行います。

また、土地改良事業により集積された非農用地等のうち、集団利用区域の土地の利活用計画などを作成するための調査・検討を行う沿岸地域土地利活用事業について、復興交付金を活用し新たに取り組んでまいります。

学校教育関係については、学校図書を活用した学習活動を展開するため、新年度も各小中学校に1名ずつ学校図書司書補を配置するとともに、社会問題化しているいじめや不登校などの課題に対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置いたします。

また、震災により中止となっていた「小中学校音楽会」については、新年度から再開し、音楽を通じた情操教育を行うとともに、町内4小学校の子供たち同士の交流の場の創出に努めてまいります。

社会教育関係につきましては、交流拠点の1つとして活用している深山山麓少年の森と体育文化センターについて、老朽化した施設や屋外遊具等の更新を行い、施設の魅力向上

を図ります。

また、新市街地の造成等に伴う発掘調査によって合戦原遺跡から出土した貴重な線刻画については、歴史民俗資料館の展示室を改修した上で、広く一般に公開してまいりたいと考えております。

さらに、旧中浜小学校震災遺構保存活用事業については、内部の一部公開・保存を整備方針とし、基本計画に基づき、保存に向けた設計や活用方法の検討を継続的に進めてまいります。

最後に、債務負担行為につきましては、公用バス購入に係る経費等について、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額133億6,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約80億円、37.5パーセントの減となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）についてですが、新年度につきましては、食生活や生活習慣の乱れなどから来る高脂血症などメタボリック症候群の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の充実・強化を図る上で、新たに健康づくりを広く普及するため、元気やまもとみんなの健康まつり事業を実施するほか、特定健診個別健診事業の実施、健康づくりの一環としてウオーキング事業や脳ドック検診事業などを継続し、疾病予防のさらなる向上に努めてまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額20億9,000万円余となり、今年度の当初予算額と比較しますと約400万円、0.2パーセントの減となっております。

議案第23号平成29年度山元町後期高齢者医療制度特別会計予算（案）について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合のもと、きめ細やかな対応に心がけ、何よりも高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう、引き続き丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額1億6,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約400万円、2.3パーセントの増となっております。

議案第24号平成29年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

新年度につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、新たな地域支援事業を実施いたします。

在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業を新規に実施し、認知症施策の拡充を図り、高齢者の方々が住みなれた地域で安心した暮らしが継続できるよう、各種支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をより一層進めてまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額13億4,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約8,300万円、6.6パーセントの増となっております。

次に、企業会計についてご説明申し上げます。

議案第25号平成29年度山元町水道事業会計予算（案）について申し上げます。

水道事業につきましては、災害復旧工事及び老朽化する施設の延命化を図り、更新ピークの平準化を図る施設長寿命化事業を重点的に実施してまいります。

初めに、収益的収入では、高料金対策補助金の減により、総額で本年度より約2,000万円減の4億6,000万円余、収益的支出では、自己水源の坂元ポンプ場の取水不良に伴う包括的業務委託料の減及び宮城県広域水道からの受水費の増により、総額で本年度より1,000万円減の4億3,000万円余を措置しております。

次に、資本的収入では、災害復旧事業に係る国庫補助金等の減により、総額で本年度より約1,000万円減の1億7,000万円余、資本的支出では、配水管路効率化設計業務委託料の増及び災害復旧工事費、並びに企業債償還元金の減により、総額で本年度より約1,000万円増の3億2,000万円余を措置しております。

議案第26号平成29年度山元町下水道事業会計予算（案）について申し上げます。

下水道事業につきましては、坂元地区公共下水道編入工事及び老朽化する施設の延命化を図り更新ピークの平準化を図る施設長寿命化事業において、マンホールポンプなど施設機器更新を重点的に行ってまいります。

初めに、収益的収入では、消費税還付金の減などにより、総額で本年度より約1,000万円減の7億円余、収益的支出では、下水道認可変更業務委託料及び企業債償還利息の減により、本年度より約3,000万円減の5億4,000万円余を措置しております。

次に、資本的収入では、企業債及び国庫補助金の増により、総額で本年度より約1億6,000万円増の4億7,000万円余、資本的支出では、坂元地区公共下水道編入工事の増により、総額で本年度より約1億5,000万円増の7億1,000万円余を措置しております。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第15号平成28年度山元町一般会計補正予算（第5号）（案）について申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末を迎えるに当たり、国・県補助金の過年度分の返還金等を措置したほか、平成28年度決算見込み額の確定に伴う予算の増減や、次年度予算への組みかえに係る予算を多く計上しておりますので、それら以外の主な項目について申し上げます。

それでは、歳出予算について申し上げます。

総務費については、財産管理費において、震災復興交付金の第17回申請で認められた事業に関する交付金並びにつばめの杜地区の商業用小区画の売払に係る予算積み立てを増額措置したものであります。

次に、民生費では、老人福祉費において、町内の介護事業者が取り組む防犯カメラ設置事業について国の補助金交付が決定したことから、助成に要する経費を追加措置するとともに、デイサービスセンター知楽荘の給水設備などの更新に係る費用について追加措置するものであります。

次に、農林水産業費については、県に委託している農山漁村地域復興基盤総合整備事業について、事業の進捗に伴い工事負担金を増額措置するものであります。

次に、土木費については、公営住宅建設事業費において、宮城病院地区市街地の事業ご

との面積確定に伴い費用案分の見直しが発生したことから、工事請負費を増額計上するものであります。

続いて、明許、もとい、繰越明許費及び債務負担行為について申し上げます。

初めに、繰越明許費についてですが、役場庁舎新築復旧建設工事実施設計業務等について、今年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、仮設住宅の借地に要する経費について、4月1日からの供用開始に向け今年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めるものであります。

また、債務負担行為の変更につきましては、山下地区地域交流センター整備事業に係る事業費について、事業進捗に合わせて事業費の一部を翌年度に組みかえることから、増額措置するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税を減額するとともに、国・県支出金や震災復興交付金基金等からの繰入金並びに地方債を増減し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、今回の補正額は、約32億8,000万円を減額し、総額213億円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第16号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、退職被保険者医療費の不足見込みによる保険給付費の増額並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額措置を行うものであります。

歳入予算については、国・県支出金等の確定による減額措置や、保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う減額措置をするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は、約2,000万円を減額し、総額21億円余とするものであります。

次に、議案第17号平成28年度山元町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、保険料の収納見込み額の減額に伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合納付金の減額措置を行うものであります。

歳入予算については、保険料の収入見込み額及び保険料の軽減分に要する一般会計繰入金を減額措置するものであり、今回の補正額は、約1,000万円を減額し、総額1億4,000万円余とするものであります。

次に、議案第18号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算の主なものについては、宮城病院周辺地区への居住が開始されることに係るシステム改修を増額措置するものであります。

歳入予算については、国庫支出金確定による財源調整並びに一般会計からの繰入金を増額措置するとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は、24万円を増額し、総額12億9,000万円余とするものであります。

続きまして、企業会計について申し上げます。

議案第19号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）（案）について申し

上げます。

収益的収入及び支出では、消火栓負担金の維持管理経費が確定したことから増額し、消費税及び地方消費税の納入見込み額を増額するとともに、高料金対策補助金について積算基準の変更に伴い減額するものであります。

資本的収入及び支出では、東部農地整備水道管移設工事並びに配水管改良工事に係る経費について減額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約2,000万円減額し、総額4億7,000万円余に、収益的支出を約100万円減額し、総額4億3,000万円余に、資本的収入を約1億円減額し、総額1億1,000万円余に、資本的支出を約1億円減額し、総額2億5,000万円余とするものであります。

次に、議案第20号平成28年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

収益的収入及び支出では、下水道変更認可業務委託に係る国庫補助金を減額するとともに、高資本費対策補助金について積算基準の変更に伴い減額するものであります。

資本的収入及び支出では、施設長寿命化に係る経費等について減額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約300万円減額し、総額6億7,000万円余に、収益的支出を約10万円増額し、総額5億7,000万円余に、資本的収入を約2,000万円減額し、総額3億円余に、資本的支出を約1,000万円減額し、総額5億4,000万円余とするものであります。

続きまして、ご審議をいただく予算以外の議決議案の概要についてであります。初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告については、上平磯線の道路改良工事について、施工内容等に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

続いて、条例関係議案6件、条例外議案5件について概要をご説明申し上げます。

初めに、条例関係議案についてご説明申し上げます。

議案第4号山元町防災拠点地域交流センター条例については、つばめの杜地区及び町地区に、山元町防災拠点地域交流センターを設置することに伴い、施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するもの、議案第5号山元町駅前広場条例については、山下駅及び坂元駅の駅前広場設置に伴い、施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定するもの、議案第6号山元町営住宅基金条例については、町営住宅及び共同施設の建てかえや修繕、維持管理等に係る財源を確保するため、家賃収入や家賃低廉化事業交付金等を積み立て、安定的な公営住宅事業運営を図るため、地方自治法の規定に基づき提案するもの、議案第7号山元町町税条例等の一部を改正する条例については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの、議案第8号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法が改正され、地域密着型通所介護が施行されることに伴い、所要の改正を行うもの、議案第9号山元町地域下水処理場条例の一部を改正する条例については、震災で甚大な被害を受けた中浜農業集落排水処理場を廃止するとともに、災害復旧工事が完了した磯農業集落排水処理場が平成29年4月1日から供用を開

始することに伴い、所要の改正を行うもの。

次に、条例外議案についてご説明申し上げます。

議案第10号公の施設の指定管理者の指定については、農産物直売所「夢いちごの郷」の管理を行わせるために選定した候補者について、議会の議決を受けようとするもの、議案第11号から13号までの備品購入事業に係る物品購入契約については、つばめの杜地区及び町地区に建設中の山元町防災拠点地域交流センターで使用する事務用品や什器、防災備蓄品等の物品購入契約を締結するに当たり、それぞれ議会の議決を求めるもの、議案第14号については、山元町防災行政無線屋外子局等更新工事について、戸別受信機の申し込み台数の増加等により工事費が増額となることから、請負契約の変更を行うものであります。

以上、平成29年第1回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今会期中に、契約案件として、宮城病院周辺地区市街地整備事業に係る工事請負契約の変更についての1件、財産取得案件として常磐線側道用地の取得についての3件及び副町長の任命につき同意を求めることについての1件をそれぞれ追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で、平成29年度予算編成方針並びに提出議案の説明を終わります。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告1号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同上第2項の規定により報告するものでございます。

なお、報告内容につきましては、別紙配布資料No.1にてご説明いたしますので、ご覧願います。

本件は、町道28号上平磯線道路改良工事（その1）の請負契約の変更に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしますので、報告するものでございます。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成28年度復興交付金事業町道28号上平磯線道路改良工事（その1）でございます。

契約金額については、現契約額が7,327万8,000円から契約額を7,096万

3, 560円に変更するもので、その結果、231万4,440円減額するものでございます。

なお、これらは全て消費税を含むもので、3.16パーセント減となります。

契約の相手方は、三宅建設株式会社でございます。

工事の場所は、山元町磯地内で、次ページ、町道28号上平磯線道路改良工事（その1）と書いてある平面図のほう参照願います。工事の場所は、右上位置図にお示ししております赤色着色してる範囲460メートル区間でございます。

続いて、工事の概要でございますが、こちら主な変更分の内容についてご説明申し上げます。引き続き、平面図をご覧ください。

本工事は、こちらの図にお示しするとおり、上平磯線の既に工事が終わっているJR前後区間から東側に向かったの道路拡幅及び歩道設置となっております。今回の変更では、中央……、図面中央付近の水神沼に接する区間で県農地整備、こちらの農地整備で新たに水神沼に近接する護岸の整備計画があることから、重複する区間、こちら中央に黄色で着色してございます歩道設置区間、こちらにつきまして120メートル分減工する形で計画してございます。減工区間となっております。

なお、こちら減工する要素といたしましては、歩道を設置した後にまたすぐ護岸のほうを工事いたしますと、設置した護岸を再度取り壊す必要等あることから、施工調整が必要になったということでございます。その結果、この黄色で着色されております120メートル区間の歩道部の舗装、側溝工、転落防止柵工が減工となりました。

また、流末となる農地整備の計画排水高の変更に伴いまして、道路縦断線形を上げる必要が生じたため、こちら図面中央のかさ上げ範囲と書いてございますが、こちらかさ上げる範囲の盛土工及び路盤工を増工するものでございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、変更分の主な工事概要は記載のとおりでございます。

工期につきましては、平成28年6月17日から平成29年3月31日までとなっております。

続いて、変更理由でございますが、工事の概要でご説明申し上げました記載のとおりでございます。

議決経緯につきましては、平成28年第2回山元町議会定例会議案第49号でご可決いただいたものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第1号専決処分の報告について、工事請負契約金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第4号山元町防災拠点地域交流センター条例についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料No.2条例議案の概要をもとにご説明申し上げますので、お手元にご準備をお願いいたします。

まず、本条例の提案理由でございますが、山元町つばめの杜及び町地内に山元町防災拠点地域交流センターを設置する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案する

ものでございます。

1の制定内容であります。山元町防災拠点地域交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を条例で規定するものであります。

2の条文構成等について、項目、内容の順でご説明申し上げます。

まず、趣旨、第1条でございますが、防災拠点地域交流センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものと規定しております。

設置、第2条は、施設の設置目的として、災害時における避難及び防災対策の活動拠点並びに地域及び町民の文化交流活動を支援するためと定めるものであります。

名称及び位置、第3条は、核施設の名称及び位置を定めるものであり、①山下地域交流センターは、名称山元町防災拠点山下地域交流センター、位置山元町つばめの杜一丁目8番地、②坂元地域交流センターは、名称山元町防災拠点坂元地域交流センター、位置山元町坂元字町東1番地60と表で規定するものであります。

開館時間及び休館日、第4条は、施設の開館時間及び休館日を定めるもので、現行の公民館と同様、開館時間は午前9時から午後9時30分、休館日は12月28日から翌年1月4日と規定するものであります。

指定管理者による管理、第5条は、施設の適正かつ最も効果的な運用を行うため、必要と認めるときは地方自治法の定めに従い指定管理者を指定し管理を行わせることができるよう定めるもので、その選定に際しては関係条例に基づき行うことを定めるものであります。

指定管理者が行う業務の範囲、第6条は、指定管理者に地域交流センターの管理を行わせる場合における業務の範囲について定めるものであります。

指定管理者の行う管理の基準、第7条は、指定管理者が地域交流センターの管理を行うに当たり、法令・条例・規則の定めにより適正に行うよう定めるものであります。

裏面をご覧ください。

使用の許可、第8条は、施設使用等に際しては許可を受けることとし、町長は管理上必要な条件を付すことができることを定めるもので、また、使用を許可しない場合の具体的な事項、記載の3点を定めるものであります。

許可の取り消し等、第9条は、使用の許可を受けた者（使用者）に対し、使用の許可の取り消しや使用の停止をすることができる具体的な事項、記載の4点を定めるものであります。また、この規定の適用により使用者が受けた損害については、町長は賠償の責めを負わないことを定めるものであります。

使用料、第10条は、使用料の額を別表のとおり定めるとともに、使用申請時に収めることを定めるものです。なお、別表につきましては、条例別表をご参照願います。

また、既に徴収した使用料は、町の責めや正当な理由がない限り返還しないことを定めるものであります。

使用料の減免、第11条は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができることを定めるものであります。

なお、本条例は、まずは使用料を徴収する条文のつくりとなっておりますので、従来の公民館利用団体等が不利益をこうむらないよう、減免規定を適用する考えであります。

損害賠償、第12条は、使用者が施設設備等を毀損、滅失したときは損害賠償することを定めるものであります。

読みかえ規定、第13条は、指定管理者に指定管理を行わせる場合、条例の規定中、町長を指定管理者に読みかえることを定めるものであります。

委任、第14条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

3の施行期日であります。坂元地域交流センターは平成29年8月1日、山下地域交流センターは平成29年10月1日と、供用開始日を施行期日としておりますが、条例公布後供用開始前に使用許可等に係る準備行為、つまりは開館前に使用の許可申請を受け付け、開館からすぐに使用していただけるよう、平成29年7月1日から準備行為は行えるよう定めるものであります。

以上議案第4号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これに、この件については、これまでもですね、説明を受けてはいるんですが、なかなかちょっと理解できないところがあり、こう確認したいと思います。使用料と減免との関係ですね。いろいろ説明受けてんですが、あと、今の説明の中でも公民館との関係から免除等々というような話もあったんですけど、結局、結果、どうなのかということを確認したいんです。まあ、使用料取る、減免する部分についての説明はこれまでもあったんだけど、だごつたらば、この2つの交流センターを使用をする際ね、どういう場合誰から金取んのかということのをちょっと確認したい。金を取る人がいんのかどうか。確認します。

議長（阿部 均君）どちらが答弁しますか。室長ですか。はい。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、今回の条例のつくりとしては、先ほどご説明いたしましたように、一旦料金を、使用料を徴収するというふうな条文のつくりとなっております。

今回の、どちらかといいますと、ご説明に当たりましては、先に減免のほうのご説明をさせていただきたいと思いますが、先ほどご説明いたしましたように、これまで従来の公民館を使用している団体等につきましては、特に坂元地域交流センターは坂元公民館の代替施設という形で整備されますことから、特にそちらの公民館使用団体等がこれまで無料で使用していた使い勝手については、これまで同様無料で使っていただけるよう今回減免を設けるものでございます。

なお、減免のこまごま詳細につきましては、実質施行規則のほうで定めるということになりますので、その分に関しては今後説明を尽くしていきたいと思っております。

山下地域交流センターにつきましても、まあ、同じように公民館利用団体等の減免という形をとる部分がございますが、実は山下地域内には今後も中央公民館というものが存在いたしますので、特に社会教育団体の中で、今お示しさせていただき部分といたしましては、町文化協会加盟団体が本来の目的または活動のため使用する場合、町内公民館登録団体が本来の目的または活動のため使用する場合、町内の社会教育関係団体が本来の目的または活動のため使用する場合と、まあ、公民館、中央公民館を使えば無料となる部分については公民館を今後とも使用していただきたいということで、この部分は公民館使用と。

で、この部分の方々が新しくできる交流センターを使う場合は、今後は使用料が発生するということになります。

あと、全体的な使用料の徴収につきましては、先ほど申しましたように、こちらの施設は基本、まずは使用料をお支払いして使っていただくということになりますので、規則のほうにこまかく定める減免規定以外の使用については、原則お支払いをしていただくという形になります。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話で、現在ある公民館を使用している方が無料で、使用料を払わない、ことなくできた人たちあるいは団体が、ある部分から今度新しくできる施設については使用料を徴収する場合があるという理解でいいんですね。その辺の割合をどのくらい、具体的にね、だから、そこが知りたいのよ。それ、明確でないところをこのね、判断すつときにね、ちょっと判断のしようが、判断が困るなということから確認してるんですが。どういうふうイメージすればいいのかな。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。議員のご質問の趣旨も当然わかります。あの、一応今回中央公民館というまだ施設があるということで、先ほどの3項目については中央公民館を利用していただければ当然これまで同様無料になってる仕組みになります。その方々が、どうしても新しいほうの施設をやっぱり料金を払ってでも使いたいということになりますと、やはり今回からは料金をお支払いしていただくという部分になります。その割合と申しますか、それに関しましてはちょっと生涯学習課の長のほうからお話いただければ。

議長（阿部均君）はい。わかりました。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。では、事務委任を、補助執行をですね、予定をいたしております生涯学習課からご説明申し上げます。

今、料金の関係につきましては、危機管理室長が説明したとおり、山下地域交流センターについては、社会教育団体、社会関係団体が使用する場合は有料というふうに規定したいと考えています。

この割合につきましては、今後、社会教育団体または公民館利用団体、関係団体の利用者会議というもので意向を伺って、利用の状況を把握していきたいというふうに考えております。これらについては、ある一定程度新しい施設での活動を行いたいという方々もあらわれるのではないかとこのふうには考えているところでございますが、具体的には利用団体の会議の中で打診をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何でも確認するようなことすつか、今でさえね、公民館の利用者つうのは平均どのくらいかっていうと、本当に数少ない、日延べでと何人というね、単位、これはすぐ見ればわかる話なんだけども。というときにね、今度は、こっちがまだ現存してて、今度新しいのができてね、そいでこっちはあの、誰でもね、こう思うのは無料のほう使う。そうすつとこう有料のとは少ない…という現状の中でさらにね、こっこのほうにこっちはね、無料のほうに集中するとなると、せつかくつかったものがね、使用されないということがこう生まれてくるのではないかと。と何のためにつくったのということにつながつと思うんですね。

やっぱその辺をね、新しくスタートする際にね、結構この自慢の施設にしてるわけですから、山元町としてはね。ほいで施設だけ立派なものをつくる、つくらってる。だげんと実

際ふたあけてみたっけ、諸々の要因によってさっぱり使わってないと。そこに今度維持管理のために人は配置しておかなくて、使われない施設に対してもね、いろいろこうね、疑問、懸念が生まれてくるわけですよ、その辺がね、もっと明快にしておかないと、明確にしておかないと、という、今後のこの利用についてね、この大きなこの懸念が生じていると。

本来そこ、こういった社会教育施設、こっちは今言ってるのは社会教育施設というふうなことではない、公の施設というなことで強調してるようだけれども、しかしながらこの公共施設使われて何ぼというのが施設、公共施設ですよ。その施設を使って健康増進を図って、町の福祉豊かな、豊かになっていきますかね、維持する保持すると、これが町の最低の、それが町の仕事で、というときの、そういう町の任務を果たしていく上で必要な施設として位置づけてこういったものを建てると、ついでに町民にそのサービス提供してるということ、サービスとか当たり前なんだ、ということから考えると、その辺非常にこう矛盾、矛盾つつうかね、解けない矛盾がまだいまだ、今のこれまでの説明の中でね、まだその辺が解けないということなんです、この件につきましてはですね、またさらに詳しく付託される予定になっていると。その中でさらに詳しい議論といいますかね、確認ができるかと思いますが、そういった基本的な考え方について、町長、いかがなものでしょうか。そういった懸念に対して。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にはですね、議員ご指摘のように、せっかく建てる建物でございますのでね、少しでも利用頻度が上がるように、そういうふうな工夫、努力は当然やっていかなくちやないだろうというふうには思っております。以前にも申し上げましたとおり、この中央公民館の今の施設の老朽化の度合い、今後の耐用年数の関係等も考えましてですね、いずれは、近い将来は今度供用開始するこの、防災拠点交流センターがですね、いずれメインになる時期が来るだろうというふうに思いますが、その過渡期の一定期間をですね、やはりご懸念のないような形でしっかり管理運営できるようなですね、努力、工夫をしまいらなくちやないなというふうに強く思ってるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。最終的に確認しますが、前にも確認してつとこなただげんども、新しくできる施設は基本的には有料だと、使用料を取りますと、全ての人を対象にね。しかしながら、その減免規定があつて、その対象、減免の対象になる人は当然減免、あるいは全額。けれども、基本的には有料だという受けとめでいいんですね。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。議員のおっしゃるとおりでございまして、条例のつくりとしては使用料を徴収するとして、減免でこれまでの方々への対応はきちんと行うというものでございます。ただ施設の中としましてですね、当然ながらその部屋の利用ということでの使用料の徴収でございまして、それ以外のギャラリーとか図書スペース等々につきましては当然ながら無料ということでご使用いただきたいと思ってるところでございます。

議長（阿部均君）よろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1点だけ確認で質問させていただきます。

資料2、No.2の第4条ですね、に関してお尋ねしますけれども、坂元の場合は公民館機能プラス、プラスというか、もっとさらに重要なのが支所機能も入るわけですね、あそこの建物といいますかね。それで、第4条、休館日が12月28日から1年、いや、翌年の1月4日と。実際は本庁なり山下の公民館なりは28日から3日まで仕事して、休みは29か

ら3日までの休みで、4日と28はやってると思うんですが、坂元の支所も休みということで解釈してよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。生涯学習からお答えしますが、中央公民館につきましては、この地域交流センターの条例と同様28日から4日まで休館日というふうな条例になっております。職員はおりますが、貸し館等の行事は行ってないと。いわゆるメンテナンスに、施設点検に利用しているというふうな状況でございます。

新しくできます地域交流センター、特に坂元につきましても、坂元公民館と同様28日から4日まで休館日といたしまして、職員は28日と4日の日は在中するというふうなことになるかというふうに思っております。今現在におきましても、坂元公民館、中央公民館とも28日から4日まで休館というふうな取り扱いにいたしております。

以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私は今2つの質問をしたんです。公民館機能を1つ、で、それについては今回回答いただきました。問題は支所なんですね。いわゆる住民票の移動やら何か証明書とるとかいうのに、本庁に行かないとだめなのかということ。いわゆる本庁は28まで、そこから4日からやっていますよ。支所機能ですよ。それがこの条例を適用するとなると、支所のほうは28日から4日まで休みですから、あわせて2日間本庁と差がありますけど、サービス低下しますけど、それでいいんですかという確認です。これは違うんですよというのであれば、それは結構ですが、その辺の説明をお願いしたい。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。先ほど生涯学習課長の説明の中で、28日と4日職員は出勤しておって開館のいろんなメンテナンス等に当ててるということでございまして、職員が出勤してるという状態でございます。

で、実際、坂元地域交流センターにつきましては、その中に坂元支所の機能が存在します。で、その部分に関しましては、これまで同様28日までして、仕事始めは4日からという形で、あくまでそのセンターとしてのですね、部屋の利用等の貸し出しについては28日から4日まではお休みしますけれども、支所の機能については28日も業務を行っておりますし、4日からスタートするというところでご理解いただきたいと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、一般の町民に広報するときにはきちんとその辺間違わないようにしないと、このままですと、この条例上はこれは開館しない、開けられませんかよと条例でこう決まっていますから、もう28まで休みです、4日も休みです、本庁行ってくださいとかね、あるいはできませんとかいう回答にならざるを得ないと思うんですけど。だから、逆にいうと、こういうふうに決めちゃうのが問題かなという感じもしないでもない、もしそういうのであればね。その辺はもうちょっと、いずれ関係部門で慎重審議する必要があると思うので、私はその辺問題ではないかということだけ申し上げておきたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第4号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町駅前広場条例についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.3をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でございますけれども、山元町つばめの杜地内及び坂元字町東地内にそれぞれ駅前広場を管理する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

概要ですけれども、1番として制定内容ですけれども、駅前広場の設置及び管理に関し、必要な事項を条例で規定するものであります。

2番、条例の条文の構成等でございます。

まず、第1条趣旨でございますけれども、内容といたしましては、設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条が、名称、位置及び区域で、これは名称、位置及び区域を定めるものでございますが、次の次のページに図面をつけておりますのでご覧いただきたいと思いますが、資料の1でございますけれども、山下駅前広場が名称であります。図面の一番上のところに名称と、それから括弧書きで地番を振っておりますけれども、山元町つばめの杜一丁目24番地になります。で、区域につきましては、この図面の中で赤の線で囲っている範囲になります。この中に広場、一時駐車場、駐輪場、タクシーの乗降場等々がございます。

それから、次のページお聞きいただきたいと思いますが、資料の2でございます。これも同じように、名称が図面の一番上のところに記載しておりますが、坂元駅前広場が名称であります。位置が、山元町坂元字町東31番地10でございます。区域につきましても、この赤の線で囲っている区域になります。で、同じように広場、駐輪・駐車場等々の施設がございます。

で、1ページに戻っていただきます。

3条が施設を規定するものでありますが、駅前広場に設置する施設を定めるものということで、今図面でお示したものでございます。

次、第4条が禁止行為ですが、駅前広場での禁止行為を定めるものであります。

第5条が使用の制限等ということで、使用の制限及び施設の用途変更を定めるものであります。

第6条が占用の許可等ということで、工作物、物件または施設を設置し占有する場合の手続を定めるものであります。

第7条が使用の許可であります。施設を使用する場合の手続を定めるものであります。で、バス乗降場、タクシー乗降場及び待機所、その他施設になります。

それから、占用料の徴収が第8条であります。で、占用物件の徴収及び占用料の額を定

めるものでありますが、これにつきましては、既に制定されております公共物管理条例をもって準用するという内容であります。

それから、9条が占用料の納入方法で、占用料の納入方法を定めるものであります。

で、10条が占用料の返還ということで、納入した占用料の返還について定めるもの。

第11条が占用料の減免ということで、特別な理由がある場合、占用料の全部または一部を免除できるように定めるものであります。

それから、占用及び使用許可の取り消しが第12条で、占用及び使用の許可を受けた者に対し、許可を取り消しもしくは中止を命じ、許可を制限できるように定めるものであります。

13条が目的外占用の禁止ということで、占用及び使用の許可を受けた者に対し、目的以外の行為及び権利の譲渡、転貸等を禁止するものであります。

次のページお聞きいただきたいと思っております。

第14条が使用の拒否ということで、施設の使用を拒否できる事項を定めるものということで、一時駐車場等、構造上駐車あるいは駐輪できないような車両等及び危険物を積載した車両が使用する場合に拒否することができるという規定であります。

それから、第15条が原状回復の義務と。占用及び使用の許可を受けた者に対し、原状回復の義務を定めるものということで、許可の終了、取り消し、中止もしくは使用の中止を命じられた場合について規定をしております。

それから、第16条が損害賠償であります。故意または過失によって施設を汚損、損傷または滅失させたとき、修理、原状回復義務や損害賠償の義務を定めるものであります。

第17条が町の免責であります。施設内における事故または盗難等において生じた損害及び災害等によって生じた損害については、町は責任を負わないということについて定めるものであります。

それから、第18条が委任条項であります。この条例の施行に関し必要な事項については別に規則で定めるということの規定するものであります。

で、3として施行期日であります。本年4月1日を施行日としたいという内容での提案でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第5号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第7．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第6号山元町町営住宅基金条例についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.4でご説明いたします。

まず、提案理由でございます。公営住宅として建設された町営住宅及びその共同施設の整備、改良、修繕等に要する費用及び地方債の償還に充てるため、町営住宅基金を設置するに当たり、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

概要ですけれども、まず、1．制定内容としましては、山元町町営住宅基金の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

2番目、条文構成等でございます。

見出し、第1条設置でございますが、内容につきましては、基金設置に当たり目的等必要な事項を定めるものです。

2条積み立てでございますが、基金で積み立てる額を定めるものであります。

3条管理でございますが、基金の管理方法を定めるものであります。

4条が運用益金の処理ということで、基金の運用収益の処理方法を定めるものであります。

5条が処分でございますが、基金の処分対象を定めるものです。

6条が繰替運用、基金を一時的に繰替え運用できるよう定めるものであります。

7条委任でございますが、基金の管理に対して必要な事項は別に定めるものであります。

で、3番目といたしまして、基金造成の目的でございますが、町営住宅、復興住宅が490戸、既設の住宅140戸、計630戸の及び共同施設、これは集会施設3棟とになりますが、これの建てかえ、修繕、維持管理等に係る財源を確保していくというために、家賃、それから家賃の低廉化事業交付金、これが等を積み立てをいたしまして、安定的な公営事業の運営を図るものであります。

で、4番、施行期日でございますが、公布の日ということで提案でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の基金造成の目的の中で、この建てかえや修繕、維持管理等に係る財源を確保するためということですが、この家賃低廉化事業交付金等を積み立てということになってますが、これと国に返還するものというのは生まれてこないのか。というのは、多分この家賃低廉化事業交付金というのは、100パーセント入って入ってくる……あ、100パーセント入ってねければ、最初は100パーセント分としてこう来て、それが100パーセントねければその分お返ししねくてねえというふうな受けとめてんだけ

んども、その辺の関係つうのはどうなんでしょうかねという疑問です。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。交付金はですね、これ入居を実際にして、で家賃が発生したのに対して交付金が交付されるということで、今のところですね、平成25年度からこの交付金の交付を申請して交付をいただいておりますけれども、考え方として、できて入る、入居者数をですね、概算で要求をして、で、翌年度に確定した額で確定させていくということで、今のところ毎年家賃が精算でふえてくということになってます。

で、今後は例えば20年間とか10年間とかという、この低廉化事業については20年、それから低減化については10年間交付金の期間がありいただける期間ありますけれども、毎年毎年積み上げをしてですね、精算をして額を固めていくということになりますので、基本的には今までの手法としては、概算で上げて精算で足りないものを満額でもらうという方式で来ております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それと、あの、8分の1の一部……、8分の1の部分つうのはどういうふうに理解すればいいのか。8分の1だよな。あの全額、そいつは、その8分の1とのほの家賃で対応すつから、なら8分の1はあんだらたちで、町で対応しなさいというような理解というか説明を受けて、そういうふうな理解をしてんだけど、それがおれ100パーセントでねえ、その8分の1があくまでもこれ全体の8分の1つうことで、その8分の1については俺たちが借りる、俺たちでねえな、この町が借りてつくったつうことになんだべから、その辺の返済つうのは、そいつは借金してつくったつうことに、借金部分だと思っただげんども、その辺の理解はどう、その部分と今の言ったのとどこをリンクするっちゅうかね、かぶさってくるのかということはどうなんでしょうかね。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。わかりやすい考え方として、一応交付金としては国負担が8分の7で、あとは地元、地元というか地方負担が8分の1というなことで8分の8になるんですけど、その8分の1については基本的に交付税措置をされるということで、トータルとしては、制度上の所管が国土交通省ですね、そこが8分の7、そして交付税措置の分については、簡単に言えば例えば交付税措置ですから総務省のような所管が違うんですけど、結論から言うと8分の8が全部手当てされるというようなことで理解してもらえればと思います。はい、以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ずっと、まあ、今のところ100パーセントの理解、今の説明で理解でねえんだけど、とにかくこの分ことについて、町のあれはないと。あれっていうか、町のこの損逸がさ、損する部分はないと。損するつうの、ちょっと表現がね、おかしいんだけど、持ち出しはないということで受けとめていいんですね。いや、あのね、町に損害が生まれなかつうんだったら、それでいいんです。それが確認されれば。難しい理屈は聞いてもわかんねえど。

施設管理室長（寺島一夫君）はい、議長。今のところですね、制度があるのが、低廉化が20年間、それから低減化が10年間でなるんですけど、その間の財源については全部その保証されるということになってますので、町の持ち出しは今のところないというふうに思っていた方がいいのではないかと思います。その交付金についてはですね、はい。以上です。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい。損はないつうことだから」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第6号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（大和田敦 君）はい、議長。それでは、議案第10号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、2枚目の資料No.8のほうをご覧くださいますようお願い申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、山元町農産物直売所設置条例の規定により、山元町農産物直売所の管理を指定管理者に行わせるため、山元町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき当該候補者を選定しましたので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

まず、1番目といたしまして、施設の概要でございますが、名称につきましては、山元町農産物直売所「夢いちごの郷」でございます。所在につきましては、山元町浅生原字下宮前94番地の1。ご承知のとおり東日本大震災で被災したものでございますから、この場所で現在仮設営業を行っておるところでございます。

3の設置の目的でございますが、農業経営の安定及び農業取得の増大により活力ある地域農村社会の建設を図るといふふうなことでございます。

(4)の施設、そして設備等でございますけれども、仮設の店舗こちらにつきましては、プレハブユニット4棟ですね、及びトレーラーハウス2棟となっております。あわせて、仮設トイレ、そして設備としてエアコンなどの一式というふうになってございます。

で、2の指定管理者が行う業務の範囲でございますけれども、まず、(1)番目としましては、直売所の販売及び利用料金の取り扱いに関する業務と。(2)番としましては、直売所の施設及び設備・器具の維持管理に関する業務。3番目といたしまして、これらに掲げるもののほか、直売所の管理に関し町長が必要と認める業務。例を挙げますと、イベントの開催ですとか交流人口の拡大に資することというふうにしてございます。

次に、3の指定期間でございますけれども、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間としてございます。

ここで補足説明させていただきますが、この施設の指定管理に関しましては、平成20年の4月から指定管理を行ってございます。そして、3年ごとに議会の議決を得て今日に至っているというふうなものでございます。今般の議案の提案は指定管理の4回目という

ふうなものになります。

4の指定管理の指定をする団体でございますが、(1)の所在について、山元町高瀬字北沼71番地。所在につきましては、括弧書きになりますけども、山元町浅生原字下宮前94番地の1。そして、名称でございますが、夢いちごの郷友の会。会員数60名で構成されておる団体でございます。代表者につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、本団体を指定するに際しましては、山元町農林水産施設指定管理者選定委員会というふうなものがございまして、こちらの審査を経まして提案するものでございます。候補者、団体ですね、こちらから提出のあった事業計画ですとかあるいは収支計画について、この委員会におきまして総合的に審査した結果、妥当であるとの判断をもとに、本議案を提案するものでございます。

以上が、議案第10号の説明となります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから議案第10号公の施設の指定管理者の指定について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第9. 議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長(菅野寛俊君)はい、議長。それでは、議案第14号平成28年度山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の変更についてをご説明申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料No.12議案の概要をもとにご説明申し上げますので、お手元にご準備お願いいたします。

まず、本議案の提案理由でございますが、山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

以下、項目、内容の順でご説明申し上げます。

1. 契約の目的は、平成28年度山元町防災行政無線屋外子局等更新工事です。
2. 契約金額は、現契約で2億7,864万円、変更後に3億624万4,800円。増額で2,760万4,800円で、9.91パーセントの増。いずれも消費税を含むも

のでございます。

3. 契約の相手方は、仙台市青葉区所在の株式会社富士通マーケティング東北支社でございます。

4. 工事の場所は、山元町全域であります。

5. 契約の概要ですが、変更分についてご説明いたします。

(1) の屋外子局等設備につきましては、使用するスピーカー3タイプごとの数量変更等を行うものでございます。トランペットスピーカーレフレックス型を42個から37個に、トランペットスピーカーストレート型を41個から43個に、防災用スリムスピーカーを18個から21個に変更するものでございます。

(2) の戸別受信機設備につきましては、戸別受信機の整備個数を2,500台から2,900台に変更するとともに、屋外アンテナにつきましても1,350組から1,500組に変更するものであります。

6の工期でございますが、現契約で平成28年9月22日から平成29年3月31日までとしていたものを、変更で平成29年12月15日まで延長するものであります。

7. 変更理由でございますが、まず、1点目は、屋外子局等を集約する行政区がございまして、そこに設置するスピーカーを音響伝達の高いスピーカー等に変更するため増額となったものでございます。工事の変更分で、スピーカータイプごとの数量の変更についてご説明申し上げましたが、単価の一番低いレフレックス型の個数が減って、単価の高いストレート型及び防災用スリムスピーカーの個数をふやしたための増額が1点目でございます。

2点目は、戸別受信機の申し込み件数を高めるため、広報誌及び行政区長さんを通じて改めてお知らせした結果、希望者が増加しましたことからその増加分の戸別受信機を増工するものであります。

3点目は、スピーカーの変更等に伴い、子局装置取付柱、鋼管柱の製作に不測の日数を要したこと及び屋外アンテナを設置しながらの戸別受信機の配布に所要の日数を要するので、工期を延長するものでございます。

8. 議決経緯ですが、平成28年第3回山元町議会定例会議案第65号でご可決いただいた契約議案でございます。

以上、議案第14号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第14号平成28年度山元町防災行政無線屋外子局等更新工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月6日午前10時開議であります。大変ご苦労さまでございました。

午後1時30分 散 会
